

学校法人大阪医科薬科大学 役員等退任慰労金支給規則

(平成28年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規則は、学校法人大阪医科薬科大学（以下、「法人」という。）寄附行為第38条の規定に基づき、役員（学長、校長及び病院長を除く。）、評議員、相談役及び参与（以下、「役員等」という。）に支給する報酬等のうち、退任した場合に支給する役員等退任慰労金について、その基準等必要な事項を定めることを目的とする。

2 法人は、私立学校法第48条に基づき、役員等に対する報酬等について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、法人の経理の状況その他の事情を考慮し、適正な支給の基準を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 退任慰労金は、次の各号に掲げる者（以下、「役員等」という。）が退任した場合に、その者（死亡による退任の場合には、その遺族）に支給する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常務理事
- (4) 理事
- (5) 常任監事
- (6) 監事
- (7) 評議員

(常勤の役員の退任慰労金の額)

第3条 退任した常勤の役員（次条に掲げる者を除く。）に対する退任慰労金の額は、退任の日におけるその者の報酬月額に在任期間1年につき0.75を乗じて得た額とする。

(役員等の退任慰労金の額)

第4条 教職員が第2条第3号の役員を兼ねる場合の退任慰労金及び同条第4号から第6号に掲げる役員に対する退任慰労金の額は、22万円に在任期間（年数）を乗じて得た額とする。

(評議員の退任慰労金)

第5条 評議員の退任慰労金の額は、8万円に在任期間（年数）を乗じて得た額とする。

(在任期間の計算等)

第6条 第2条各号に掲げる職を異動した者（第4条に該当する場合を含む。）の在任期間は、一の職に係る在任期間ごとに前3条により取り扱うものとし、退任慰労金は退任時に一括して支給するものとする。

2 第2条第1号から第6号の職（役員）にある期間と同項第7号の評議員の職にある期間が重なっ

ている期間の取扱いについては、前者の職にある期間を優先するものとし、後者の職にある期間は対象としない。

- 3 在任期間に1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、6月を超える期間については、これを1年とする。

(公表)

第7条 法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで理事会が行う。

附則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行に伴い、昭和55年3月31日施行の役員並びに評議員等の退任慰労金暫定支給基準は廃止する。
- 3 施行日の前日に「役員並びに評議員等の退任慰労金暫定支給基準」の適用を受ける者として在任している者のうち、施行日以降に退任する者の退任慰労金の取扱いについては、施行日の前日に退任したものと見なして一旦算定し、この規則に基づく施行日以降の期間に係る退任慰労金と合せて退任時に支給するものとする。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、施行日以降に支給する役員等退任慰労金に適用する。